

2. 風水害・地震・その他の災害応急対策業務に関する協定書

出雲市建設業協会会長 今岡余一良(以下「甲」という。)と出雲市長 西尾理弘(以下「乙」という。)は、風水害・地震・その他の災害(以下「災害等」という。)が発生する恐れがある場合及び災害が発生した場合の、災害応急対策業務の実施(以下「応急対策業務」という。)に関して次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害時において乙の管理する道路、河川等の公共土木施設(以下「公共土木施設」という。)の機能確保及び回復のため、甲の協力を得て障害物の除去及び交通規制措置、応急工事等の応急対策業務を迅速かつ的確にできるよう、必要な基本的事項を定める。

(応急対策業務実施者)

第2条 甲は、応急対策業務を円滑に実施するため、乙と協議のうえ、甲に加入する建設業者(以下「建設業者」という。)の担当区間又は地域をあらかじめ定めるものとする。ただし、災害の状況その他の理由によりやむを得ない事情が発生したときは、担当区間又は地域を変更することができる。

2 甲は、毎年度、災害時に対応可能な建設資材等の数量を取りまとめ、「別記様式1」により乙に報告するものとする。

(出動の要請)

第3条 乙は、第1条の目的を達成するため、次に定める基準により応急対策業務を実施する必要があると認めた場合は、「別記様式2」により建設業者に出動を要請するものとする。

[要請基準]

ア 災害が発生又は予想され、市民の安全及び生活環境に深刻な影響を及ぼす恐れがあると認められる場合。

イ 地震により災害が発生した場合。

ウ その他乙が特に必要と認めた場合。(局地的豪雨、豪雪等)

2 建設業者は、災害により通信手段が途絶し乙との連絡が不可能なとき、又は突発的な災害が発生し緊急な対応が必要なときは、前項による乙の要請がない場合であっても、前項に定める基準により判断し、出動するものとする。

(活動)

第4条 建設業者は、応急対策業務の必要があると認めたときは、その状況を乙に連絡し、乙の指示により必要な対策を講ずるものとする。

2 建設業者は、乙の指示がない場合であっても、緊急に応急対策の必要があると認められたときは、自主的に必要な対策を講ずるものとする。

(報告)

第5条 応急対策業務に出動した建設業者は、被害状況を速やかに乙に連絡するものとする。

2 建設業者は、応急対策業務を実施したときは、「別記様式3」により、活動状況を乙に報告するものとする。

3 乙は、前項による報告を受けたときは、その写しを甲に送付するものとする。

(経費の負担)

第6条 第4条の活動に要した経費は、乙が負担し、建設業者に支払うものとする。

2 経費は前条第2項の報告に基づき、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として積算した額とする。

3 経費の支払いは、出雲市契約規則によるものとする。

(補償)

第7条 この協定に基づいて従事した者(以下「従事者」という。)がその業務において、負傷もしくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、原則として、従事者の雇用者の責任において行うものとする。

(協定の効力及び更新)

第8条 この協定は、締結の日の属する年度の3月31日をもって終了するものとする。ただし、終了日前30日までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第9条 甲は、乙が開催する出雲市防災会議及び出雲市防災訓練に参加するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙両者が署名押印のうえ各自1通を保有する。

平成17年(2005)6月15日

甲 出雲市建設業協会
会長 今岡余一良

乙 出雲市
出雲市長 西尾理弘